

福祉機器リサイクル について

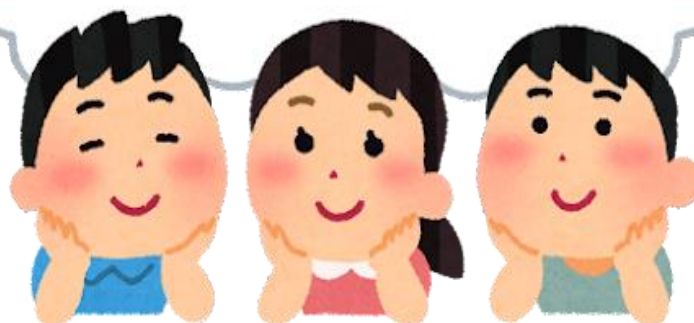
○福祉機器リサイクルとは○

『不要になった福祉機器を他の利用者や関連施設に役立てていただくためにセンターが仲介をするもの』です

新しい車椅子を作ったので、
古い車椅子はもういら
ないなあ



学校でも、歩行器を使って
歩く練習をしたいな
もう1台あったらなあ……



くつが小さくなって
使えなくなったけど、
まだきれいだな



リサイクルを利用できる方

- 1) センターに通院されている方
- 2) 県内の肢体不自由児関連施設（機器の取扱いに関する専門職員が在籍する施設）

対象となる機器

車いす バギー 歩行器 立位台 座位保持装置 ヘッドギア
カーシート オーバーシューズ ハイカットシューズ など

※上記の機器で、次の条件を満たすもの

- 使用期限が10年未満であること
（使用期限が不明な物は受け取れません）
- 破損やひどい汚れがないこと

※対象外のもの

- 四肢・体幹装具、インソールなど採型して作製したもの
- 付属品のみで本体がないもの
（歩行器のサドルや肘受け、バギーの日よけ等）
- 市販のこども用品（福祉機器ではないもの）

リサイクルの流れ



○提供していただく場合○

担当セラピスト
にご相談下さい。



機器をセンターへ持
参していただき、対
象条件を満たせば、
お預かりします。



機器を調整し、セン
ターで保管します。

○受け取りを希望された場合○

リストの中でご希
望の機器があれば、
リハビリスタッフ
へお申し出くださ
い。



リサイクル受け取り
の注意事項を確認し
ていただき、
担当セラピストと義
肢装具業者が機器の
調整や適合を確認し
ます。



診察で主治医が適
合状態を確認した
上で、お渡しさせ
ていただきます。

※受け取りには、必ず診察が必要になります。ご注意ください

リサイクルへのご理解・ご協力のほど
よろしく願いいたします。



ご不明な点などあり
ましたら、リハビリ
スタッフへおたずね
ください！